

有害廃棄物に関するグローバル・ガバナンスの研究： 政策アイデアから見たバーゼル条約とその制度的連関

渡邊, 智明

<https://hdl.handle.net/2324/1931994>

出版情報：九州大学, 2017, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名 : 渡邊智明

論 文 名 : 有害廃棄物に関するグローバル・ガバナンスの研究
—政策アイデアから見たバーゼル条約とその制度的連関—

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

グローバル化の時代において、製品だけでなく有害廃棄物も国境を超え、環境上の影響が懸念されている。しかし、電子廃棄物などは経済的な価値を持つ資源として、あるいは中古品として、国際取引され、世界的な市場が形成されている。本稿は、このような問題背景を踏まえて、国際貿易制度との調整という課題に直面しながら、有害廃棄物の越境的環境リスクの管理が試みられてきた、グローバル・ガバナンスの制度的展開の過程を明らかにするものである。

有害廃棄物に関するガバナンスの先行研究は、専らバーゼル条約など多国間環境条約の規制的側面のみに着目してきた。国際政治学におけるそれらの研究は、環境規範を推進する発展途上国、環境 NGO とそれに反対する先進国、産業界が対立するという一面的な政治過程を描いてきた。その為、先行研究は有害廃棄物ガバナンスの制度設計やその変化に十分な関心を払ってこなかった。

本稿は、問題認識枠組みや政策手法に関する着想である「政策アイデア」に着目することで、政策的連関の中で、国家を中心とするアクターの役割認識の変化をとらえる。その変化の過程において、非国家アクターも参画した排出規制に依存しない多様な政策が展開され、国際貿易制度とも接合可能な有害廃棄物に関するガバナンスが構築されつつあることを明らかにする。

第1章では、国際政治学における先行研究を踏まえながら、制度間関係を解く鍵としての政策アイデアについて論じる。本稿では、政策アイデアにおける①アクターのアイデンティティや問題認識に関わる構成的側面、②アクターの行動に直接的に影響を与える規制的側面に着目する。

第2章、第3章では、輸出国と輸入国の間での通知と同意(PIC)を基礎とする政策アイデアの下、規制者としての国家の役割を強調し、有害廃棄物と非有害廃棄物の厳格な区分によって、貿易制度との両立を図ったバーゼル条約の政策過程を検討する。ここでは、条約をめぐる発展途上国と先進国の間の能力の非対称が問題となり、OECD 諸国から非 OECD 諸国へ向けたリサイクルも含む有害廃棄物移動の禁止(「禁止」修正)が成立したものの、国際貿易制度との相克が強くなり、先進国の間で対応に差異が生じたことを明らかにした。

第4章では、「禁止」後、移動規制対象のリスト化にも関わらず、各国の対立は解消せず、その後電子廃棄物問題の深刻化の中で、製品の生産・消費・廃棄の過程を視野に入れて環境リスクを削減する拡大生産者責任(EPR)という政策アイデアが焦点となっていく過程を実証的に考察した。

第5章は、EPR の下、環境リスク削減スキームの管理者として、EU が廃電子機器(WEEE)指令を成立させ、それが越境移動規制と連結していく過程を明らかにした。さらに、EU は、民間ルールである標準化を活用し、当該指令と国際貿易制度との調整を図ってきたことを指摘した。

第6章は、米国で EPR を評価する電気製品環境評価ツール(EPEAT)が開発され、それを活用して公共調達を通じた民間環境認証の普及が図られていることを明らかにした。そして、環境認証を通じ、条約未批准の米国も有害廃棄物ガバナンスに関与する余地が生じている点を指摘した。

本稿は、PIC から EPR へというアイデアの変化に注目することで、アクターの役割認識の変化と、それによって制度的連関が生じている有害廃棄物ガバナンスの動態を明らかにした。